

30 政 統 第 41号  
平成30年 4月13日

## 行政文書不開示決定通知書

一般社団法人グリーンピース・ジャパン  
事務局長 ミリンダ ブーンクオ 様

農林水産大臣 齋藤 健



平成30年3月14日付け（3月14日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

農産物規格規定 平成13年2月28日農林水産省告示第244号の二玄米（三）規格ハ品位の（イ）水稻うるち玄米及び水稻もち玄米、に関して

着色粒の最高限度を1等につき0.1%、2等につき0.3%、3等につき0.7%と算出した数式、データその他の根拠、および異物の最高限度を1等につき0.2%、2等につき0.4%、3等につき0.6%と算出した数式、データその他の根拠を記した文書

#### 2 不開示とした理由

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の2玄米（3）規格ハ品位（イ）水稻うるち玄米及び水稻もち玄米の着色粒及び異物の最高限度については、平成12年に開催された農産物検査規格検討会（平成12年8月7日及び同年9月1日に開催）において関係者の意見を聴いた結果、見直しについて意見が出なかったことから、従来の農産物規格規程（昭和26年4月19日農林省告示第133号）の基準を変更せず規定したものであり、当該最高限度を算出した数式やデータは存在しないことから、法第9条第2項に該当し、不開示としました。

- \* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

- \* 担当課等  
政策統括官付穀物課農産物検査班  
TEL：03-6744-1392（直通）